

京都市告示第51号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京北自治振興会を京都市公金収納受託者とし、京北運動公園の使用料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本頼兼
(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)